



法人成りのメリットデメリット

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel:0263-88-2514
Fax:0263-88-2516

個人事業者が法人を設立し、個人で行っていた事業を法人へ引き継ぐことを法人成りと呼びます。事業が軌道に乗ってくれば、一度は考えたことがある方も多いのではないのでしょうか？法人成りのメリットとデメリットについてまとめましたので、ぜひ参考にしてみてください。

★メリット★

【給与の計上、給与所得控除の適用】

役員報酬は損金に算入され、給与所得控除を受けることができます。

個人事業では専従者給与でしか認められなかった家族従業員への給与支給が可能となり、その他に退職金も支払うことができます。

【消費税が最大2年間免除される】

法人成りした、資本金 1,000 万円未満の法人は 2 事業年度にわたって消費税が免除されます。

※特定新規設立法人に該当する場合や特定期間における課税売上高により、納税義務が免除されない場合もありますので注意が必要です。

【繰越欠損金の9年間繰越】

青色申告の承認を受けた個人事業者は 3 年ですが、法人の場合は 9 年(平成 30 年度からは 10 年)です。

【社会的な信用力が增大する】

個人事業者と法人では対外的な印象が異なり、取引上や融資を受ける上で有利になることがあります。

★デメリット★

【設立時に費用・手間がかかる】

定款を定めて、登記をしなければならず、株式会社であれば約 20~30 万円かかります。

また、株主総会の開催、議事録の作成といった事務負担が増える場合があります。

【赤字でも法人住民税均等割負担が生じる】

個人事業と異なり、法人の場合は赤字であっても最低 7 万円(地域や会社規模によって額は異なります)の税金を支払う必要があります。

【社会保険の加入の義務ができる】

個人事業では、4 人までの雇用であれば社会保険の加入義務はありませんが、法人成りすると人数に関わらず社会保険への加入が義務付けられます。

【交際費に枠ができる】

法人税では一部の金額が損金不算入になる場合があります。

税金対策や対外的信用度の面から、法人成りを選択される方もいらっしゃいますが、メリットとデメリットを把握し、ケースバイケースで考えることが必要です。

～個人事業者の皆様へ～

消費税中間申告のおしらせ

平成 29 年 8 月
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel 0263-88-2514
Fax 0263-88-2516

《該当される方ご注意ください！》

個人事業者の方で、平成 28 年分の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が **48 万円** を超える方は、
8 月 31 日（木）が消費税の中間申告の期限になります。

対象者には、中間納付税額が記載された「**消費税及び地方消費税の中間申告書**」及び「**納付書**」が所轄税務署より送られてきます。

必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税の納付をお忘れなくお願い致します。

納付税額 : **通知された金額**

申告および納付期限 : **8 月 31 日（木）**

※ただし、**振替納税**をご利用の方の振替日は **9 月 27 日（水）** になります。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付されます。

【前年と著しく状況が変わった場合】

事業状況が平成 28 年と著しく異なる場合などは、前年実績による中間申告の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付する事も可能です。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも消費税還付を受けることはできません。（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります）